

兵庫県公報

平成28年8月30日 火曜日 第2828号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 公印の新調（文書課）	1
○ 有害興行の指定（青少年課）	2
○ 土地改良区の設立認可（農地整備課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	6
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	6
○ 国土調査の成果の認証（同）	7
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	8
○ 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
○ 土砂災害特別警戒区域の指定（同）	11
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同 上（同）	13
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	14
○ 大規模小売店舗に対する住民の意見の概要（同）	15
○ 落札者等の公示（管理課）	16
正 誤	
○ 平成28年6月17日付け兵庫県公報第2807号中	16

告 示

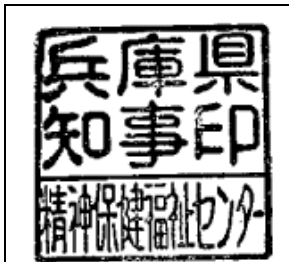
兵庫県告示第767号

次に掲げる公印を新調し、平成28年4月1日からその使用を開始した。

平成28年8月30日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県知事印（精神保健福祉センター）

兵庫県告示第768号

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第11条第1項の規定により、有害興行として次のものを指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定理由	著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、著しく恐怖心を与え、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長する描写、音声などが多く、青少年に観覧させることは、その健全な育成を阻害するものと認める。	
種 別	名 称	制作・配給会社
映 画	めぐる快感 あの日の私とエッチして	オーピー映画
同	ワイセツ家族 Part II 巨乳嫁の性欲	新東宝映画
同	色慾怪談 ヌルッと入ります	オーピー映画
同	美人妻覚醒 破られた貞操	オーピー映画

兵庫県告示第769号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、次の土地改良区の設立を認可した。
この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	事 業 名	地 区 名	認可年月日
養宜土地改良区	県営土地改良事業で造成された施設の維持管理事業	養宜地区	平成28年 8月12日

兵庫県告示第770号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市神影土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 松 幸 和	神戸市北区淡河町神影211番地
同	漆 原 明 美	同 市同区淡河町神影915番地
同	富 永 幾 夫	同 市同区淡河町神影174番地
同	石 野 吉 信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩 野 弘 明	同 市同区淡河町神影703番地の1
監 事	飯 尾 治	同 市同区淡河町神影83番地の1
同	岩 野 憲 夫	同 市同区淡河町神影906番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	赤 松 幸 和	神戸市北区淡河町神影211番地
同	飯 尾 秀 樹	同 市同区淡河町神影229番地
同	石 野 吉 信	同 市同区淡河町神影155番地
同	岩 野 弘 明	同 市同区淡河町神影703番地の 1
同	富 永 幾 夫	同 市同区淡河町神影174番地
監 事	岩 野 憲 夫	同 市同区淡河町神影906番地
同	漆 原 明 美	同 市同区淡河町神影915番地

神戸市川北土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	後 忠 雄	神戸市北区道場町塩田2356番地
同	植 田 英 俊	同 市同区道場町塩田2575番地
同	前 圭 治	同 市同区道場町塩田2141番地
同	下 岡 一 則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	岡 崎 健 治	同 市同区山田町下谷上字志く志く 5 番地の85
監 事	大 西 農 夫	同 市同区道場町道場132番地
同	東馬場 良 文	同 市同区道場町塩田2363番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	吹 田 篤 美	神戸市北区道場町塩田2285番地
同	植 田 英 俊	同 市同区道場町塩田2575番地
同	前 圭 治	同 市同区道場町塩田2141番地
同	下 岡 一 則	同 市同区道場町塩田2785番地
同	岡 崎 健 治	同 市同区山田町下谷上字志く志く 5 番地の85
監 事	大 西 農 夫	同 市同区道場町道場132番地
同	東馬場 良 文	同 市同区道場町塩田2363番地

神戸市西戸田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 新 一	神戸市西区平野町西戸田896番地
同	山 口 泰 正	同 市同区平野町西戸田360番地
同	大 塚 雅 史	同 市同区平野町西戸田643番地の 1
同	義 末 悟	同 市同区平野町西戸田671番地の 2
同	井 上 誠 治	同 市同区平野町西戸田874番地の 1
同	井 上 政 裕	同 市同区平野町西戸田806番地
同	井 上 隆 文	同 市同区平野町西戸田218番地
同	川 崎 哲 生	同 市同区平野町西戸田688番地
監 事	井 上 勝 雄	同 市同区平野町西戸田677番地の 1
同	山 口 和 人	同 市同区平野町西戸田213番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 口 泰 正	神戸市西区平野町西戸田360番地
同	義 末 悟	同 市同区平野町西戸田671番地の 2
同	大 塚 雅 史	同 市同区平野町西戸田643番地の 1
同	井 上 政 裕	同 市同区平野町西戸田806番地
同	山 口 正 博	同 市同区平野町西戸田222番地
同	井 上 隆 文	同 市同区平野町西戸田218番地
同	大 田 和 彦	同 市同区平野町西戸田402番地

監 事	山 口 勝 末	同	市同区平野町西戸田304番地の2
同	橋 本 善 男	同	市同区平野町西戸田661番地

塩崎土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

北 本 幸 之

稲 生 秀 治

田良原 芳 樹

武 川 潔

安 尾 勝

西 馬 紀 雄

梅 田 幸 広

梅 田 和 明

前 田 功

井 上 曉 雄

小 舟 正 人

奥 野 耕 三

大 西 保 弘

藤 田 博 富

藤 田 克 彦

西 山 利 幸

住 所

神戸市北区八多町西畑505番地

同 市同区大沢町中大沢888番地の2

同 市同区淡河町北畑80番地

同 市西区押部谷町高和801番地

同 市同区平野町印路150番地の1

同 市同区神出町田井394番地

同 市同区上新地2丁目18番地の12

明石市魚住町清水212番地

加古川市八幡町上西条30番地の1

三木市大村318番地

同 市別所町西這田1丁目258番地

同 市志染町戸田1302番地

同 市細川町垂穂127番地

同 市口吉川町南畑40番地

同 市吉川町長谷304番地

同 市吉川町豊岡427番地

同	坂 田 洋 一	加古郡稲美町加古1003番地
同	岡 本 光 廣	同 郡同 町国岡1288番地
同	西 澤 秀 勝	同 郡同 町岡544番地
同	加 藤 敏 雄	同 郡同 町印南2288番地
同	大 村 伊三夫	同 郡同 町野谷283番地
同	清 水 義 一	神戸市灘区鶴甲4丁目2番11—508号
同	松 本 恭 明	加古川市東神吉町升田1725番地
同	椎 木 栄 作	三木市吉川町水上613番地の1
同	藤 本 泰 利	加古郡稲美町草谷530番地の1
同	大 村 哲 郎	同 郡同 町野谷237番地
監 事	松 本 安 廣	神戸市北区淡河町淡河1927番地
同	安 尾 昇 二	同 市西区岩岡町印路766番地
同	梅 木 勝 治	同 市同区学園東町6丁目13番地の14
同	吉 本 鼎	三木市吉川町前田290番地
同	井 澤 捷 治	加古郡稲美町下草谷96番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	久 保 流 一	神戸市北区八多町屏風512番地
同	稲 生 秀 治	同 市同区大沢町中大沢888番地の2
同	吉 井 正 弘	同 市同区淡河町神田1054番地
同	武 川 潔	同 市西区押部谷町高和801番地
同	松 井 茂	同 市同区平野町黒田129番地の1・130番地合併地
同	西 馬 紀 雄	同 市同区神出町田井394番地
同	木 村 秀 章	同 市同区岩岡町岩岡369番地
同	安 達 哲 哉	明石市魚住町清水58番地
同	前 田 功	加古川市八幡町上西条30番地の1
同	横 山 正 博	三木市鳥町73番地
同	田 中 一 利	同 市別所町石野882番地
同	橘 田 惣 一	同 市志染町広野3丁目533番地
同	大 西 保 弘	同 市細川町垂穂127番地
同	藤 田 博 富	同 市口吉川町南畑40番地
同	奥 川 利 博	同 市吉川町田谷180番地
同	藤 田 訓 宏	同 市吉川町富岡766番地の4
同	山 口 剛	加古郡稲美町加古2529番地
同	西 澤 秀 勝	同 郡同 町岡544番地
同	岡 本 光 廣	同 郡同 町国岡1288番地
同	植 田 眞一郎	同 郡同 町印南163番地の6
同	大 村 伊三夫	同 郡同 町野谷283番地
同	長 沢 秀 起	神戸市西区学園西町5丁目8番地の1 521—502号
同	松 本 恭 明	加古川市東神吉町升田1725番地
同	山 本 佳 史	三木市別所町興治241番地
同	山 本 平 八	加古郡稲美町岡2614番地の176
同	福 田 信 幸	同 郡同 町国岡6丁目150番地
監 事	北 條 英 幸	明石市太寺4丁目4番46号
同	藤 本 三智一	神戸市北区淡河町勝雄975番地
同	藤 原 秀 勝	同 市西区神出町宝勢615番地の1
同	西 山 利 幸	三木市吉川町豊岡427番地
同	山 本 義 信	加古郡稲美町野寺232番地の8

曾地土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	水 野 成 治	篠山市曾地中299番地 1
同	中 筋 光 彦	同 市曾地口58番地
同	清 水 好 則	同 市曾地中396番地
同	山 口 晴 行	同 市曾地中1340番地 1
同	中 道 章	同 市曾地口309番地 1
同	井 関 裕 重	同 市曾地奥1146番地
同	内 藤 善 昭	同 市曾地奥367番地
監 事	浦 澤 四 郎	同 市曾地口68番地
同	藤 本 雅 浩	同 市曾地奥162番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 筋 吉 洋	篠山市曾地口42番地
同	山 根 茂 博	同 市曾地口22番地
同	澤 野 正 憲	同 市曾地中901番地
同	檜 原 崇	同 市曾地中281番地 1
同	小 林 康 博	同 市曾地中1069番地
同	井 関 裕 重	同 市曾地奥1146番地
同	内 藤 成 幸	同 市曾地奥425番地 1
監 事	藤 本 雅 浩	同 市曾地奥162番地
同	出 口 義 明	同 市曾地口177番地



兵庫県告示第771号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
引野土地改良区	平成28年 8月 9日
新田東部土地改良区	平成28年 8月 9日



兵庫県告示第772号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年 8月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	下内膳地区	平成28年 8月30日から 同 年 9月20日まで	洲本市役所 五色庁舎

**兵庫県告示第773号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- (2) 調査を行った期間
平成26年7月から平成28年3月まで
- (3) 成果の名称
播磨町東新島地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
播磨町東新島の一部
- (5) 認証年月日
平成28年8月15日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
丹波ひかみ森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成24年6月から平成27年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市大字氷上町三原の一部及び丹波市大字氷上町中野の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市氷上町三原及び同町中野の各一部
- (5) 認証年月日
平成28年8月15日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成25年4月から平成27年11月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（柏原町上小倉の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町上小倉の一部
- (5) 認証年月日
平成28年8月15日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成25年11月から平成27年11月まで
- (3) 成果の名称
丹波市柏原町上小倉の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町上小倉の一部
- (5) 認証年月日
平成28年8月15日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成25年11月から平成27年11月まで
- (3) 成果の名称

丹波市（柏原町下小倉の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
丹波市柏原町下小倉の一部
- (5) 認証年月日
平成28年 8月15日



兵庫県告示第774号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年 6月28日から同年10月25日まで
- (3) 作業地域
美方郡香美町香住区上計地内
- 2 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年 6月29日から同年10月26日まで
- (3) 作業地域
美方郡香美町小代区平野地内
- 3 (1) 作業種類
公共測量（2級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成28年 7月 8日から同年11月 4日まで
- (3) 作業地域
美方郡新温泉町熊谷地内



兵庫県告示第775号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
本山町北畑 (101010115)	神戸市東灘区本山町北畑（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第776号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土山町 (101020142)	神戸市灘区土山町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
赤松町 (101020143)	神戸市灘区赤松町2丁目 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第777号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天王町 (101030070)	神戸市兵庫区天王町1丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第778号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏尾台 (101070600)	神戸市北区柏尾台 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山田町小部 (101070601)	神戸市北区山田町小部 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
緑町1丁目 (101070602)	神戸市北区緑町1丁目 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
大原 (201070228)	神戸市北区大原1丁目 (別図4のとおり)	土石流

(別図1から別図4までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第779号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
菅之池 (101050231)	神戸市須磨区妙法寺 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第780号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩屋梅木谷 (101060169)	神戸市垂水区塩屋町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
猿倉 (101060170)	神戸市垂水区名谷町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
名谷中山 (101060171)	神戸市垂水区名谷町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
清水が丘 (101060172)	神戸市垂水区清水が丘1丁目 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
下畑町 (101060173)	神戸市垂水区下畑町 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
旭が丘3丁目 (101060174)	神戸市垂水区旭が丘3丁目 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
旭が丘1丁目 (101060175)	神戸市垂水区旭が丘1丁目 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
東垂水 (101060176)	神戸市垂水区東垂水町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥が丘3丁目 (101060177)	神戸市垂水区千鳥が丘3丁目 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図9までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第781号

平成23年兵庫県告示第805号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、この図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、神戸県民センター神戸土木事務所および神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

坂口Ⅱ（101060135）の項中別図107を改める。

兵庫県告示第782号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上千町 I (128020222)	宍粟市一宮町千町 (別図 1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 1 のとおり
下千町 A II (128020223)	宍粟市一宮町千町 (別図 2 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 2 のとおり
千町 A II (128020224)	宍粟市一宮町千町 (別図 3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 3 のとおり
千町 B II (128020225)	宍粟市一宮町千町 (別図 4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 4 のとおり
上千町 B II (128020226)	宍粟市一宮町千町 (別図 5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 5 のとおり
下千町 B II (128020227)	宍粟市一宮町千町 (別図 6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図 6 のとおり
下千町川 I (228020113)	宍粟市一宮町千町 (別図 7 のとおり)	土石流	別図 7 のとおり
上千町川 II (228020114)	宍粟市一宮町千町 (別図 8 のとおり)	土石流	別図 8 のとおり

(別図 1 から別図 8 までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局龍野土木事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局	紛失年月
農業	A291188	平成29年 8月17日	南あわじ市	淡路県民局	平成27年12月

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 コメリホームセンター明石店
 所在地 明石市硯町一丁目9番19号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社コメリ
 住所 新潟市南区清水4501番地1
 代表者の氏名 捧 雄一郎

3 変更事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数（詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

93台

イ 変更後

41台

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コメリ	午前7時	午後9時

- (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前9時30分から午後8時30分まで

イ 変更後

午前6時30分から午後9時30分まで

- (4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

ア 変更前

出入口2箇所、入口1箇所、出口1箇所

イ 変更後

出入口2箇所

4 変更年月日

平成28年 9月30日

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 住所 代表者の氏名
 株式会社コメリ 新潟市南区清水4501番地1 捧 雄一郎
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 3,060平方メートル
- (3) 駐輪場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 50台
- (4) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
 32平方メートル

- (5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）
36立方メートル
- (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 6 届出年月日
平成28年 8月 4日
- 7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年 8月30日から 4月間
- 8 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成29年 1月 4日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 サンモール高砂
 - 所在地 高砂市高砂町栄町373番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
菱紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	野澤浩史
株式会社ASK PLANNING CENTER	大阪市中央区錦屋町一丁目1番3号	廣崎智子
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
菱紙株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	立花純一
株式会社ASK PLANNING CENTER	大阪市中央区錦屋町一丁目1番3号	廣崎智子
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
菱紙株式会社	東京都墨田区両国二丁目10番14号	野澤浩史
株式会社ASK PLANNING CENTER	大阪市中央区錦屋町一丁目1番3号	廣崎智子
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名

合同会社西友 東京都北区赤羽二丁目1番1号 スティーブン・ヘイズ・デイカス
 株式会社ナガタ薬品 神戸市須磨区弥栄台一丁目3番3号 中 島 康 伸
 小森電機産業株式会社 高砂市高砂町栄町373—1 田 中 昭 朋
 外21者

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社オイス	伊丹市池尻二丁目23番地	池 野 忠 司
株式会社ナガタ薬品	神戸市須磨区弥栄台一丁目3番3号	中 島 康 伸
小森電機産業株式会社	高砂市高砂町栄町373—1	田 中 昭 朋

外14者

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナガタ薬品	午前10時	午後8時
合同会社西友	24時間営業	
小森電機産業株式会社	午前9時	午後7時
その他店舗	午前10時	午後8時

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ナガタ薬品	午前9時	午後9時
未定	24時間営業	
小森電機産業株式会社	午前9時	午後7時
その他店舗	午前10時	午後8時

4 変更年月日

平成28年9月1日ほか

5 届出年月日

平成28年8月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年8月30日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成29年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称)ダイレックス王子店  
 所在地 小野市王子町157-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により小野市から聴取した意見の概要
  - (1) 駐車需要の充足に関する事項  
 駐車場に関して、収容台数65台とあるが、ピーク時の来店台数100台となっており、特にオープン時や休日において、周辺道路への違法駐車や近隣店舗への駐車など、迷惑にならないよう対策を講じること。
  - (2) 屋外広告物に関する事項  
 自家用広告物を掲出する場合は、兵庫県屋外広告物条例に基づき、「屋外広告物許可等申請書」を提出すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成28年8月30日から1月間



**大規模小売店舗に対する住民の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 スーパーセンタートライアル武庫川店  
 所在地 西宮市池開25
- 2 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要

| 意見提出者名 | 意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 池開自治会  | (1) 荷さばき施設の位置及び面積について<br>ア 荷さばき施設①については、10トン車による搬出入を行う際は、敷地内に車両の待機スペースが確保できないため、搬出入車両の集中時は道路上に駐車して待機する車両が見受けられる。<br>イ 荷さばき施設②については、スペースが十分に確保されていないため、道路上への搬出入車両の駐車が懸念される。<br>ウ 荷さばき施設③については、周辺が買い物カート置場や自転車置場になっており、荷さばき作業を行う十分なスペースが確保されていない上、搬出入車両の進入路や転回場所が店舗入口への来店者通路と重なるなど、計画に無理がある。<br>(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯について<br>搬出入車両の一時的な集中や、それに伴う搬出入車両の周辺道路上での待機がみられるなど、現状、適切な荷さばき作業が行われていない。荷さばき時間帯の延長で解決できる問題ではないと考える。<br>(3) 交通安全対策について<br>ア 各荷さばき施設における時間帯ごとの搬出入車両数と車両重量を示されたい。<br>イ 荷さばき施設①については、搬出入を行う際に車両の転回等が必要になることから、大型車による搬出入時における自転車通行の安全対策を示されたい。<br>ウ 店舗入口への来店者通路や自転車置場が煩雑としており、災害時の避難路が確保されていない。また、自動二輪車は歩道への駐車も目立つ。 |

- エ 西側道路の対面に立地する店舗が閉店する午後8時以降は、当該道路上に駐車する来店車両が日常的に見受けられる。
- (4) 騒音対策について
  - ア 騒音の低減等について納品業者に対して指導を徹底することであるが、誰が、どのように指導するのか示されたい。
  - イ 午前7時頃に実施しているダンボール圧縮作業の騒音測定を行われたい。
- (5) その他
  - ア 生鮮食品を取り扱う店舗として適切な換気設備、排水設備、各種廃棄物保管庫等を備えられたい。
  - イ 店舗周辺、雨水溝等の清掃に協力されたい。
  - ウ 店舗入口の南西側の空地について、有効に利用できないか検討されたい。
  - エ 厨房室の排気口からの悪臭が南側の住宅に影響を及ぼしているため、対策を講じられたい。
  - オ 敷地内の樹木の手入れ、雑草の除去等を定期的実施されたい。
  - カ 南側道路において、保冷車のアイドリング駐車が目立つ。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成28年8月30日から1月間



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成28年8月30日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
胃部分がん集団検診車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年8月1日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社日立製作所神戸支店 神戸市中央区雲井通7丁目1番1号
- 5 落札金額  
53,748,360円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成28年6月21日

正 誤

○平成28年6月17日付け（兵庫県公報第2807号）

兵庫県告示第598号（生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定）中



| (ページ) | (行)   | (誤)        | (正)           |
|-------|-------|------------|---------------|
| 1     | 下から 8 | 兵庫県告示第598号 | 兵庫県告示第598号の 2 |